

地区公民館の活用策と今後のあり方について

【中間まとめ】



因幡地域からあま～
い魅力を全国のみんなに
伝えていくよ～！

因幡地域から獲れたて
新鮮な魅力を全国のみんな
に伝えていくよ～！

コンビ名/イナバース



ナシータ



カニーラ



平成19年12月

鳥 取 市

地区公民館の活用策と今後のあり方について

中間まとめ

目次

第1章 中間まとめの作成にあたって…………… P 2 ~ 3

- 1 背景と必要性
- 2 目的
- 3 基本的な考え方
- 4 開始年度と対象となる地区公民館

第2章 地区公民館の活用策と今後のあり方…………… P 3 ~ 9

- 1 地区公民館の今後の方向性と機能について
 - (1) 地区公民館の今後の方向性
 - (2) 地区公民館の機能
 - 生涯学習活動を活発化するための施設
 - コミュニティ活動を活発化するための施設
- 2 取り組みと職員体制について
 - (1) 年度ごとの取り組み
 - (2) 職員体制
- 3 地域コミュニティづくりのための手順と支援措置について
 - (1) 地域コミュニティづくりのための手順
 - (2) 「まちづくり協議会（仮称）」の組織化・支援と「地域コミュニティ育成支援事業」の創設
- 4 今後の検討課題
- 5 スケジュール

第1章 中間まとめの作成にあたって

鳥取市は、地域住民の最も身近な公共施設である「地区公民館」の活用策と今後のあり方を提案し、市民の皆様からの意見を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策の基本方針を中間まとめとして作成しました。

1 背景と必要性

- (1) まちづくりに対する市民の要望が多様化・高度化する中で、全てを行政が担うのではなく、地域に暮らす人々と行政が共に支え合うという「まちづくりを支える仕組みの改革」が求められています。
- (2) 本市は平成16年11月の市町村合併により、市域が拡大し、少子高齢化や過疎化の進行、地域産業の振興、雇用の確保、環境問題、防災・防犯などの様々な地域課題への対応が求められています。
- (3) 一方で各地域においては、自治会の加入率の低下や、地域活動への参加者の減少など、人と人のつながりが弱まり、地域の連帯感の希薄化や、地域コミュニティの活力が低下しつつあります。
- (4) また、地区公民館が建てられたころに比べ、現在の地区公民館を取り巻く状況や環境、社会構造、市民意識などは大きく変化しています。地区公民館を生涯学習の場としてだけでなく、地域住民の生活や福祉などを向上させ、地域住民の要望に応えられるような地区公民館の機能が求められています。
- (5) このようなことから、地域の身近な課題を、住民が互いに協力し、助け合いながら、地域自らの手で解決することができる「地域コミュニティの充実・強化」と、「それを支える活動拠点の整備」が求められています。

地域コミュニティ...地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいはこうしたつながりをもつ組織・団体（出典：大阪国際大学 松下啓一教授著「協働社会をつくる条例」）

2 目的

地域住民の最も身近な公共施設である「地区公民館」を生涯学習の拠点施設並びに地域コミュニティの拠点施設として活用し、地域コミュニティの活性化に向けた本市の支援施策やサポート体制の充実・強化を図り、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しようとするものです。

3 基本的な考え方

(1) 地区公民館で行われる生涯学習活動の推進

公民館では、鳥取市第2次生涯学習推進構想・計画に基づいて、各種事業やサークル・グループ活動を積極的に行っています。今後も生涯学習の機会や情報提供の充実、学習成果を発揮できる機会を設けることで、地域住民が「いつでも どこでも だれでも 何でも」学習できる地区公民館とします。

(2) コミュニティ活動を行うための運営体制の充実・強化

本市は、第8次鳥取市総合計画に『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館等の整備を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制を充実・強化することとしています。

4 開始年度と対象となる地区公民館

中間まとめでは、地区公民館の新しい運営体制を「平成20年度(2008年度)」から実施し、地域の実態や課題に応じた体制として整えていきます。対象となる地区公民館は、鳥取市域にある59の地区公民館と1分館です。

また、地区公民館がない福部、佐治地域については、基幹公民館に地区公民館としての機能を備えることとします。

第2章 地区公民館の活用策と今後のあり方

1 地区公民館の今後の方向性と機能について

(1) 地区公民館の今後の方向性

本市における地区公民館の今後の方向性は、地区公民館を生涯学習の拠点施設並びに地域コミュニティの拠点施設として、地域住民が主体的に施設を運営し、活発に利用する仕組みと制度を構築します。

(2) 地区公民館の機能

生涯学習活動を活発化するための施設

ア．地域住民の生涯学習の機会を充実させるために、学習が取り組めるような環境を整備します。生涯学習事業は、地域の特性を活かした事業内容となるよう、弾力的に実施します。

イ．地域住民の自発的な学習意欲を促すため、地区公民館が実施する生涯学習事業の情報を提供します。

ウ．地域住民が生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域に伝えるような機会を充実します。

【標準的な生涯学習機能の例】

(ア) 生涯学習機会の充実
市の生涯学習委託事業 ・ 特色ある公民館活動事業 ・ 子どもと大人のふれあい事業 ・ 人権啓発推進事業
各地区公民館の主催事業 ・ 地域の特性を活かした生涯学習事業の展開 ・ 地域の教育・保育関係機関との連携 ・ 社会教育関係団体の育成・支援
(イ) 生涯学習事業の情報提供
公民館だよりによる生涯学習事業の情報提供 地区公民館ホームページによる講座の紹介
(ウ) 生涯学習成果を活かす機会の充実
生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域住民に伝える機会の充実 「とっとりし生涯学習ネット」による、人材活用事業(指導者)のPRと活用
(エ) 生涯学習拠点施設の整備・充実
生涯学習拠点施設として、計画的な整備

コミュニティ活動を活発化するための施設

ア．地区公民館を「コミュニティ活動の拠点」とします。

イ．地区公民館を所管する担当部局を、市長部局に設置します。

ウ．コミュニティ活動の拠点施設としての理解・認識を図るため、利用者等への説明会や公民館職員の研修を実施します。

エ．地域の実態に合わせ、地区公民館で活動している各種団体が利用しやすい運営体制とします。

【標準的なコミュニティ機能の例】

(ア) コミュニティ活動の場の提供 (地域活動の拠点施設)
<p><すべての市民が幅広い分野で利用できる活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none">・すべての市民、団体の活動の場として開放(宗教・政治活動、公序良俗に反する活動、営利活動を除く)・年間を通じ8:30~22:00まで利用可能(年末年始を除く)・職員は、原則8:30~17:30の勤務(土日祝日、夜間なども弾力的に対応)・職員不在時の利用については、予約により対応(利用者への鍵の貸し出し)・施設の利用実態や、まちづくりに深く関わる活動団体への配慮など、地域の実状に応じた予約方法の検討(利用調整会議、優先的予約)・地域コミュニティの拠点施設として、計画的な施設整備
<p><防災・防犯の活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none">・防災・防犯活動の活動拠点・避難所として、初動対応への協力・緊急情報受信システムの計画的な整備・災害時要援護者支援制度への協力(相談・登録の取り次ぎ、普及啓発)・地区自主防災連絡協議会の組織化支援と自主防犯活動団体の育成支援
<p><健康・福祉の活動拠点></p> <ul style="list-style-type: none">・食生活改善推進員や健康づくり推進員などの、健康づくり活動の場・地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会など、地域福祉の活動拠点・福祉活動コーディネーターの計画的な配置 (合併地域は地域の実状に応じて地区公民館又は総合福祉センター)
(イ) 交流サロンの提供 (幅広い世代が気軽に集う場)
<ul style="list-style-type: none">・住民に開放された交流スペースの確保・地域の世代間交流、情報交換、活動発表等の場の提供・親子の交流事業や、生きがい交流サロンなどの事業の展開
(ウ) 地域の各種団体等の活動支援(「まちづくり協議会(仮称)」と各種団体の支援)
<p><「まちづくり協議会(仮称)」の組織化支援></p> <ul style="list-style-type: none">・「まちづくり協議会(仮称)」の組織化に向けた団体間との連絡調整・「まちづくり協議会(仮称)」の事務局として設置し、「地域コミュニティ計画」の作成や、地域の特性を生かした事業などを支援
<p><各種団体等の活動支援></p> <ul style="list-style-type: none">・各種団体の自主活動の側面的支援(連絡調整や備品の管理など)・自治会など各種団体への加入促進(公民館だよりの配布など)・「団体用情報ボックス」、「情報交流掲示板」の設置と活用・コピー機や印刷機の活用 (次ページへ続く。)

(エ) 行政情報の発信（身近な行政・地域情報発信拠点）

< 行政情報コーナーの設置 >

- ・行政情報コーナーの設置（市報、ハローワーク求人情報、行政相談開催情報、防災・防犯情報、図書館情報、鳥取市ボランティア・市民活動センター情報、観光情報、各種イベント情報、市民体育祭・文化祭情報などの提供、補助事業等各種関係書類の交付）

< 情報通信機器の利活用 >

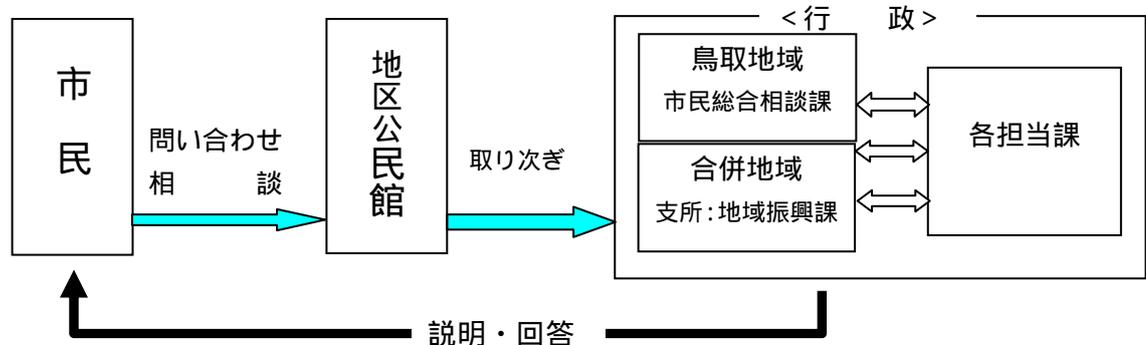
- ・ホームページの全館開設（地域情報や活動状況の発信）
- ・各館に設置したパソコンによる、最新の各種情報の提供（鳥取市ホームページなど）

< ボランティア、人材活用事業の情報提供 >

- ・鳥取市ボランティア・市民活動センターが行っている、市民ボランティア登録のPRと活用

(オ) 行政相談の場の提供（身近な相談窓口）

- ・市職員や雇用アドバイザーによる各種行政相談の場の提供（困りごとなどの一般相談、UJIターン相談、雇用相談、健康相談など）
- ・行政に関する問い合わせ・相談の取り次ぎ（市民総合相談課（合併地域は総合支所））



2 取り組みと職員体制について

(1) 年度ごとの取り組み

【平成19年度の取り組み】

地域のニーズに応じた地区公民館となるよう、生涯学習や地域コミュニティを推進していく中で、各地域の住民、各種団体等との協議を進め、地域の意見を反映しながら、今後の地区公民館のあり方の方向づけを行います。

【平成20年度以降の取り組み】

地区公民館を生涯学習の拠点施設並びに地域コミュニティの拠点施設として、「学ぶ喜びを分かち合える生涯学習」や「コミュニティを中心とした地域づくり」の場として活用することとします。

また、協働のまちづくりの推進に向け、「まちづくり協議会（仮称）」の組織化・支援や「地域コミュニティ育成支援事業」の創設など、地域のコミュニティの充実・強化に向けた支援策を進めます。

【平成21年度以降の取り組み】

「地域コミュニティ育成支援事業」のモデル地区を指定し、地域の特性を活かした各種事業の計画的な実施を進めるなど、地域コミュニティのより一層の充実・強化を図り、地域の活性化と市民と行政による協働のまちづくりを積極的に支援します。

(2) 職員体制

平日の夜間、土日、祝祭日の施設利用に対応できるよう、職員の勤務ローテーション、職員体制の見直しを行います。また、地域の実状に応じた地区公民館利用のルールづくりや施設の弾力的な運営を行います。

全市の標準的な職員体制は館長1、主任1、主事1の3名体制とします。

地域の希望により、嘱託職員1名に替え、地域雇用を可能とするパート職員の導入を行います。

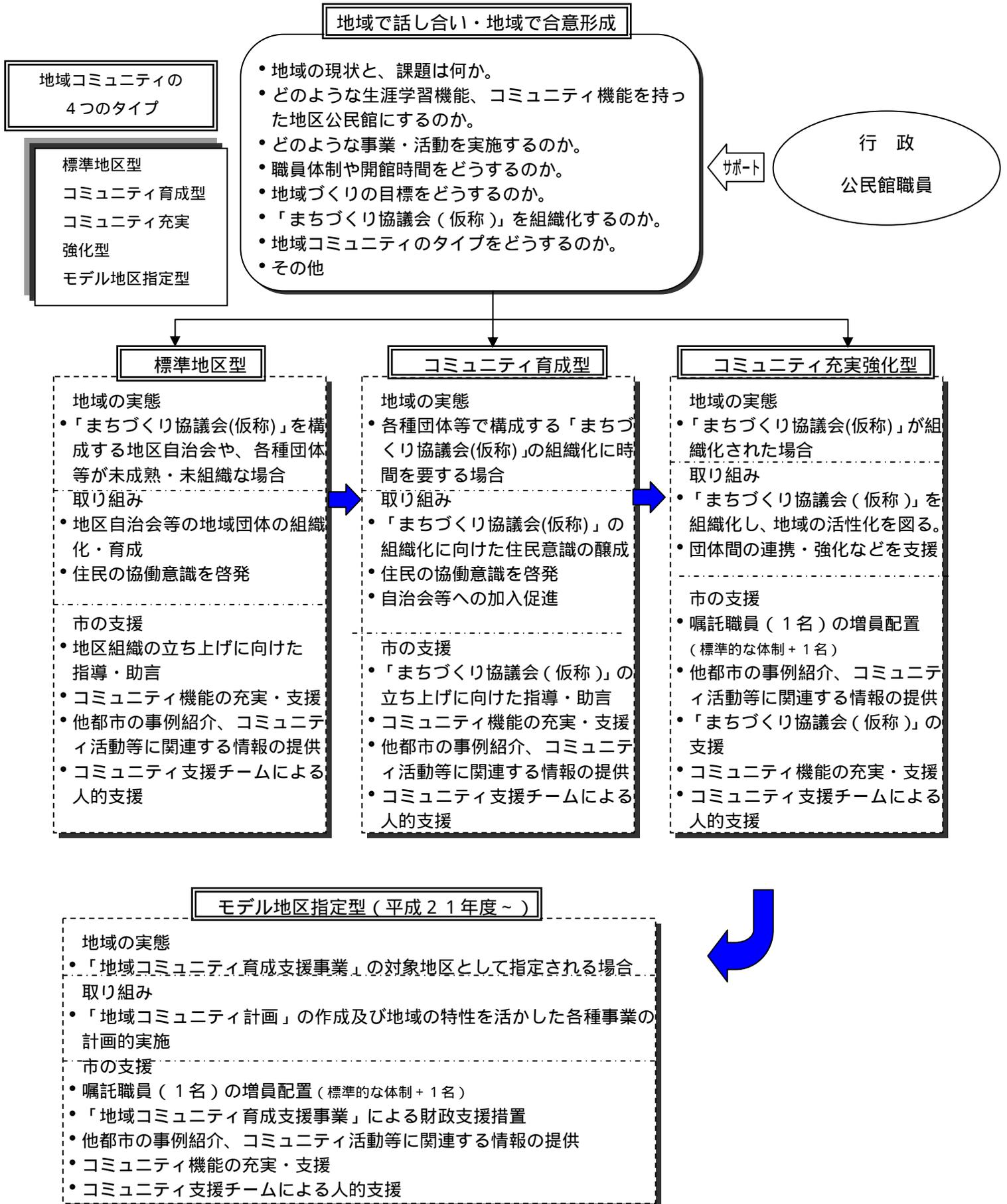
現在、職員が4名の地区公民館では、2年間の経過措置を講じます。

【今後の地区公民館の職員体制】

時期	【平成20年度】	【平成21年度】	【平成22年度以降】								
地区公民館の職員体制	<p>【全市の標準的な職員体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1、注2</p>	役職	人数	館長	1	主任	1	主事	1	<p>【全市の標準的な職員体制】</p> <p><同左></p>	<p>【全市の標準的な職員体制】</p> <p><同左></p>
	役職	人数									
	館長	1									
主任	1										
主事	1										
<p>【鳥取地域 経過措置】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1、注2、注3</p>	役職	人数	館長	1	主任	1	主事	2	<p>【鳥取地域 経過措置】</p> <p><同左></p>	<p>【「まちづくり協議会(仮称)」が設置された地域】</p> <p><同左></p>	
役職	人数										
館長	1										
主任	1										
主事	2										
<p>【「まちづくり協議会(仮称)」が設置された地域】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1、注2</p>	役職	人数	館長	1	主任	1	主事	2	<p>【「まちづくり協議会(仮称)」が設置された地域】</p> <p><同左></p>		
役職	人数										
館長	1										
主任	1										
主事	2										
<p>注1. 地域の取り組み状況や業務量など、地域の実状に応じて、パート職員を配置します。</p> <p>注2. 地域の希望により、嘱託職員1名(30時間/週)とパート職員2名(計40時間/週)の選択制を導入します。</p> <p>注3. 現在、職員が4名の地区公民館では、2年間(平成20年～21年度)の経過措置を講じます。</p> <p>注4. 福部、佐治地域については、基幹公民館に地区公民館としての機能を備えることに伴い、職員3名を配置します。</p>											

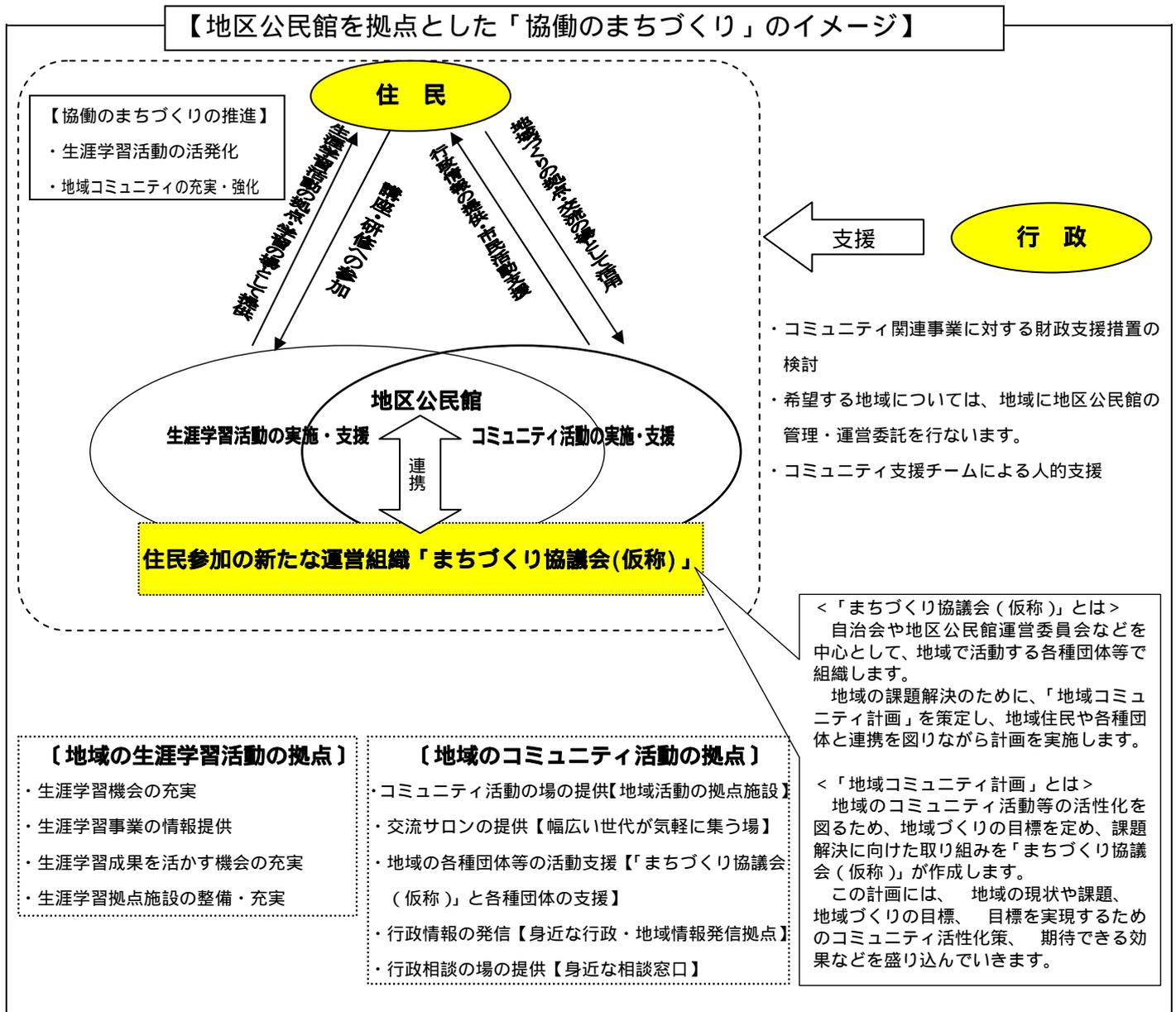
3 地域コミュニティづくりのための手順と支援措置について

(1) 地域コミュニティづくりのための手順



(2)「まちづくり協議会(仮称)」の組織化・支援と「地域コミュニティ育成支援事業」の創設
 本市は、地区公民館でのコミュニティ活動を活発化するため、自治会や地区公民館運営委員会を中心とした各種団体等で構成する「まちづくり協議会(仮称)」の組織化をサポートします。

「地域コミュニティ育成支援事業」を創設し、モデル地区を指定するなど、地域コミュニティの充実・強化を図り、協働のまちづくりを推進します。



4 今後の検討課題

地区公民館を生涯学習並びに地域コミュニティの拠点施設として活用する取り組みは、平成19年度以降、段階的に実施します。また、地域の実状や利用者の意向把握などに時間を要する次の事項については、今後の検討課題とし、幅広い議論を踏まえながら引き続き検討を進めます。

- (1) 「まちづくり協議会(仮称)」への支援措置
- (2) 「地域コミュニティ育成支援事業」の制度内容
- (3) 指定管理者制度の導入の検討
- (4) 館長の勤務時間や報酬の検討

5 スケジュール

時 期	内 容	
<平成19年度> 5/15～7/17	・「検討資料(修正案)」について、各種団体等との意見交換	
6/7～8/6	・「検討資料(修正案)」について、住民説明会の開催(全ての地区公民館を対象)	
8/21	・「中間まとめ(素案)」の作成	
10/1～10/31	・市民政策コメントの実施	
11/12～11/30	・利用者対象のブロック毎説明会(鳥取地域7ブロック、合併地域8ブロック)	
12/3	・「中間まとめ」の作成	
	市	各 地 域
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館職員対象の研修実施 ・出前説明会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で話し合い・地域で合意形成 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状と、課題は何か。 ・どのようなコミュニティ機能を持った地区公民館にするのか。 ・どのような事業・活動を実施するのか。 ・職員体制や開館時間をどうするのか。 ・地域づくりの目標をどうするのか。 ・「まちづくり協議会(仮称)」を組織化するのか。 ・地域コミュニティのタイプをどうするのか。 </div>
<平成20年度>	<ul style="list-style-type: none"> ・全市の標準的な職員体制の整備 ・地区公民館を所管する担当部局を、市長部局に設置 ・地区公民館のコミュニティ機能の充実・強化 ・「地域コミュニティ育成支援事業」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティのタイプに応じた活動の実施 ・「まちづくり協議会(仮称)」の組織化と促進 ・「地域コミュニティ計画」の作成(コミュニティ充実強化型)
<平成21年度～>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域コミュニティ育成支援事業」のモデル地区指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域コミュニティ育成支援事業」の実施

地域で話し合い・地域で合意形成



